

**都市格を高める「より良質なサービス」を
提供するタクシーに対する規制緩和について**

◆背景

- ・日本を「世界で一番ビジネスがしやすい環境」にして経済成長を確固たるものにするためには、大胆な規制・制度改革を実行していくことが求められており、大阪はその牽引役として、国家戦略特区の区域指定を受けている。
- ・国内外から、ヒト・モノ・カネを呼び込み大阪がグローバルなビジネス拠点へと成長するためには、産業・観光をはじめ、あらゆる分野において民間の活動を後押しする環境を創出する必要がある。
- ・また、大阪の都市魅力の向上のためには、今後、増加が見込まれる外国人観光客をはじめ、ビジネスや観光で国内外から大阪を訪れる来訪者にとって、利便性と快適性の高い都市となることが重要である。
- ・行き先を告げるだけで目的地まで安心して確実に運んでくれるタクシーは、限られた時間の中で行動する来訪者の有効な交通移動手段であり、タクシーのサービス水準は都市の品質に大きく関わっている。
- ・一方、タクシーを取り巻く背景として、「特定地域における一般旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が平成 26 年 1 月から施行された。
- ・同法の施行に伴い、概ね大阪府域全域が準特定地域に指定され、公定幅運賃や新規参入規制、増車規制が適用され、利用者が求めるサービスの選択の幅が制限されることが危惧されている。

◆提案理由

- ・来訪者が利用しやすい交通機関としてタクシーの「より良質なサービス」を提供することで、大阪の都市格の向上をめざし、利用者の利便性を高める。

◆提案内容

- ・特区制度を活用し、安全面・接遇面、労働環境などで一定水準を上回る優良な事業者に対して、運賃や台数についての規制を緩和する。

国家戦略特区 追加提案検討用調書

① 提案者の氏名または団体名	大阪府 大阪市
② 具体的な事業の実施場所	大阪府域において、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」で定める準特定地域に指定されている営業区域
③ 具体的な事業の実施内容	都市格を高める「より良質なサービス」を提供するタクシーに対する規制緩和
④ ③の事業の実施を不可能又は困難とさせている根拠法令等	「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」
⑤ ③の事業実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、概ね大阪府域全域が準特定地域に指定されているため、公定幅運賃や新規参入規制、増車規制が適用され、利用者が求めるサービスの選択の幅が制限されている。
⑥ ④・⑤に対する規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・安全面・接遇面、労働環境などにおいて、国が求める一定の水準を上回る優良な事業者に対して、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」第16条の3及び4の2、「道路運送法」第9条の3の選択適用を認める。 ・「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」第15条の適用除外
⑦ ⑥の措置をした場合に想定される経済的社会的効果	ビジネスや観光で国内外から大阪を訪れる来訪者が利用しやすい交通機関としてタクシーが「より良質なサービス」を提供することで、大阪の都市格の向上をめざし、利用者の利便性を高める。
◆担当者連絡先	大阪府政策企画部戦略事業室・企画室・商工労働部総務課・都市整備部交通道路室 大阪市経済戦略局立地推進部・政策企画室企画部・都市計画局計画部